

| 寄附金の区分 | | 所得税 | | 県民税 | 市町村民税 |
|--------|---|------|----------------------|--------|--------|
| | | 所得控除 | 税額控除 | 税額控除のみ | 税額控除のみ |
| 1 | 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金（ふるさと納税） | ○ | — | ○ | ○ |
| 2 | 共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金 ※県民税及び市町村民税は住所地の共同募金会に対する寄附及び住所地の日本赤十字社支部で収納されたものに限りま。 | ○ | — | ○ | ○ |
| 3 | 公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの ※県民税は鳥取県内に事務所・事業所を有する法人に対する寄附に限りま。市町村民税については住所地の市町村へお問合せください。 | ○ | — | ○ | ○ |
| 4 | 特定公益増進法人に対する寄附金 ア 独立行政法人に対する寄附金 イ 地方独立行政法人（試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とするものに限る）に対する寄附金 ウ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社に対する寄附金 エ 公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金 ※県民税は鳥取県内に事務所・事業所を有する法人に対する寄附に限りま。市町村民税については住所地の市町村へお問合せください。 | ○ | ア、イ、ウ — エ ○ | ○ | ○ |
| 5 | 一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭（認定特定公益信託） | ○ | — | ○ | ○ |
| 6 | 認定NPO法人に対する寄附金 ※県民税は鳥取県内に事務所・事業所を有する法人に対する寄附に限りま。市町村民税については住所地の市町村へお問合せください。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 住民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事（県民税）・市町村長（市町村民税）が個別指定した法人への寄附金 ※条例個別指定を受けたNPO法人を、鳥取県では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）」と呼びま。 | — | — | ○ | ○ |
| 8 | 政党等に対する政治活動に関する寄附金 | ○ | ○ | — | — |
| 9 | 国に対する寄附金 | ○ | — | — | — |

※所得税について、公益社団法人等、認定NPO法人及び政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。

※個人県民税及び個人市町村民税については、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、鳥取県内（市町村内）に住所を有する方は、個人県民税及び個人市町村民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。（県外（市町村外）に転居された場合は、適用を受けられないことがあります。）